○国土交通省令第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第二種電柱	一本につき一年	二、九〇〇	一、二〇〇	八七〇	七三〇	六七〇
第三種電柱	一本につき一年	三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	九九〇	九〇〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、七〇〇	七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱	一本につき一年	三、七〇〇	一、一〇〇	八一〇	六八〇	六二〇
第三種電話柱	一本につき一年	三、七〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇
その他の柱類	一本につき一年	一七〇	七一	五一	四三	三九
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	一七	七	五	四	四
共架電線その他の上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一〇	四	三	三	二
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、六〇〇	七〇〇	四九〇	四一〇	三八〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇	四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物

改正前

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、七〇〇	七三〇	五一〇	四三〇	三八〇
第二種電柱	一本につき一年	二、六〇〇	一、一〇〇	七九〇	六五〇	五八〇
第三種電柱	一本につき一年	三、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八八〇	七八〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
第二種電話柱	一本につき一年	三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六五〇
第三種電話柱	一本につき一年	三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇
その他の柱類	一本につき一年	一五〇	六五	四六	三八	三四
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	一五	七	五	四	三
共架電線その他の上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	九一	四	三	二一	二
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、五〇〇	六四〇	四五〇	三七〇	三三〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	九一〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物